淡路広域水道企業団会計年度任用職員の給与の決定及び支給等 に関する規程

> 令和2年3月24日 管理規程第4号

改正 令和 4 年 9 月 30 日 管理規程第 7 号 令和 6 年 3 月 29 日 管理規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、淡路広域水道企業団会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和2年淡路広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- **第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 法 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) をいう。
 - (2) 会計年度任用職員 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。
 - (3) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員をいう。
 - (4) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員をいう。

(会計年度任用職員となった者の職務の級)

第3条 会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その 職務に応じて決定する。

(会計年度任用職員となった者の号給)

- 第4条 会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。
- 2 職種別基準表に定める基準と異なる経験年数(会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。)を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第6条及び第7条の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

- 3 職種別基準表の職の種別欄において1及び2に区分されている職種については、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経験年数に加算することが できる。
 - (1) 国家公務員、地方公務員又は公共企業体職員としての在職期間(職務の種類が類似しているものに限る。)がある場合 その在職期間の10割以下の期間
 - (2) 民間における企業体又は団体等の職員としての在職期間(直接関係があると認められるものに限る。)がある場合 その在職期間の8割以下の期間
- 4 前項の規定による号給は、第7条の規定により号給を決定する場合を除き、その属する職務の級における最高の号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第5条 職種別基準表は、職種欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第6条 会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第4条 第1項の号給の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数(採用日前 180 か月 までに限り、育児休業(第 17 条第3項第5号に規定する育児休業をいう。)を取得 した期間を除く。)を 12 か月で除した数(1 未満の端数があるときは、これを切り 捨てた数)に正規職員に準じた数を乗じて得た数を加えて得た数を号給とすること ができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第7条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条 の規定による場合には著しく常勤の職員との均衡を失すると認められるときは、同 条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定する ことができる。

(会計年度任用職員の給料の支給)

- 第8条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給日は、常勤の職員の例による。
- 2 月額で給料が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、その月の20日とし、日額又は時間額で給料が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、翌月20日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。
- 第9条 会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合に おけるその月の給料は、日割りにより計算した額を支給する。
 - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合 (会計年度任用職員の地域手当)
- 第10条 条例第4条の規定において準用する淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和57年淡路広域水道企業団条例第9号。以下「給与条例」という。)第6条に規定する地域手当の支給は、常勤の職員の例による。

(会計年度任用職員の通勤手当)

- 第11条 条例第5条の規定において準用する給与条例第9条に規定する通勤手当の支給は、常勤の職員の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、給与条例第9条第1項第2号に掲げる職員に該当する 会計年度任用職員であって、1週間の勤務日が5日未満とされているものの通勤手 当は、勤務日1日につき、第1項の規定により決定された額を21で除して得た額(当 該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、そ の月の通勤手当として算出された額がその算出の根拠となった第1項の規定により 決定された額を超えた場合には、当該超過額に相当する額を控除した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、給与条例第9条第1項第2号に掲げる職員に該当する会計年度任用職員であって、1週間の勤務日数が5日とされているものが、月の中途で任用され、又は退職する場合におけるその月の通勤手当は、前項の規定を準用して算出した額とする。
- 4 前2項の規定は、給与条例第9条第1項第3号に掲げる職員に該当する会計年度 任用職員であって、1週間の勤務日数が5日未満とされているもの又は1週間の勤 務日数が5日とされ、かつ、月の中途で任用され、若しくは退職したものの通勤手当 の算定について準用する。

(会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第12条 条例第6条の規定において準用する給与条例第10条に規定する特殊勤務手 当の支給は、常勤の職員の例による。

(会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第13条 条例第7条の規定において準用する給与条例第11条に規定する時間外勤務 手当及び条例第8条の規定において準用する給与条例第12条に規定する夜間勤務手 当の支給は、常勤の職員の例による。

(会計年度任用職員の期末手当)

第14条 条例第9条において準用する給与条例第16条に規定する期末手当の支給は、

常勤の職員の例による。ただし、条例第9条において準用する給与条例第16条前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する会計年度任用職員のうち、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 無給休職者(法第28条第2項第1号又は淡路広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成9年淡路広域水道企業団条例第2号)第2条の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員のうち、給与の支給を受けていない者をいう。)
- (2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員をいう。)
- (3) 停職者(法第29条第1項の規定により停職にされている会計年度任用職員をいう。)
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、 当該基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員
- 2 会計年度任用職員の基準日以前6か月以内の期間で定める在職期間の割合は、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 1か月以上3か月未満 100分の30
 - (5) 1か月未満 100分の10
- 3 前項の在職期間の計算については、常勤の職員の例による。 (会計年度任用職員の勤勉手当)
- 第14条の2 条例第9条の2において準用する給与条例第17条に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項については、次項に定めるもののほか、常勤の職員の例による。ただし、条例第9条の2において準用する給与条例第17条前段の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する会計年度任用職員のうち、次に掲げる者以外の者とする。
 - (1) 休職にされている者
 - (2) 第14条第1項第3号に該当する者
 - (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、 育児休業条例第7条第2項に規定する会計年度任用職員以外の職員 (休暇時の給与)
- 第15条 時間額で給与が定められたパートタイム会計年度任用職員が、勤務時間規則

第 11 条に規定する年次有給休暇及び勤務時間規則第 12 条第 1 項に規定する有給の 休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤 務時間勤務したときに支払われる通常の給与を支給する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給について、この規程に定めがない場合は、洲本市の市長の事務部局に勤務する会計年度任用職員の例による。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日管理規程第7号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日管理規程第3号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

職種別基準表

職の		基礎号給	
種別	職種	職務	号給
1里刀1		の級	ケボロ
1	知識又は経験を必要とする一般事務職員又は技	1	19
	術職員	T	13
2	 定型的な業務を行う一般事務職員又は技術職員	1	13
			10
3	事務補助職員	1	9
	3. 33 113.73 194.54		
4	作業員	1	3
	11 / / /	1	5